

独占禁止法関連判決

○新聞卸売取引の拒絶に対する差止請求控訴事件

大阪高等裁判所平成16年(ネ)第2179号

控訴人 X株式会社

被控訴人 Y₁株式会社ほか5名

平成17年7月5日判決 控訴棄却

(上告・上告受理申立)

(事案の概要)

本件において、Y_{2~5}及び訴外Aは新聞即売等を目的とする、それぞれ全国紙系列の卸売業者(以下「卸売5社」という。)であり、Y₁は卸売5社が出資して関西国際空港島(以下「空港島」という。)内の新聞販売を目的として設立された株式会社であり、一方、Xは新聞の販売等を目的として設立された株式会社である。Xは、卸売5社に対し、平成6年1月28日、空港島内において新聞仕入れ・販売をしたいとして、新聞卸売取引を申し込んだところ、卸売5社は、空港島内の新聞販売はY₁を通じて取引を行う、としてXの申込を拒絶した。Xは、①Y₁がY_{2~5}による共同取引拒絶に加功したとして、Y₁に対し、独禁法24条に基づいて、空港島内の売店に対する全国紙の販売及び空港島における航空会社に対する旅客機搭載用の全国紙の販売の中止を求めるとともに、②Y_{2~5}がXの申込について、共同して、正当な理由がないのに取引を拒絶したとして、Y_{2~5}に対し、独禁法24条に基づいて、Xからの申込拒絶の差止めを求めた事案である。

原判決は、Xの請求につきいずれも理由がないとして棄却した(本誌平成16年8月号掲載済み)ため、Xがこれを不服として控訴したものである。

(判決要旨)

① Y₁の共同取引拒絶の成否

一般指定1項の共同の取引拒絶が認められるには、まず、Y₁が(a)自己と競争関係にある、

(b)他の業者と共同して、(c)取引を拒絶することが必要であるが、Y₁の新聞販売による利益が卸売5社に環流していることを認めるに足る証拠は存在しないため、卸売5社とは別個の法人格を有するY₁を卸売5社と同一視して、卸売5社の取引拒絶をもって、Y₁を共同取引拒絶の主体とみることはできない。

また、Xは、本来、Y₁との取引を希望せず、これ故にY₁に対して取引の申し込みをしていないのであるから、Y₁がXからの取引申込みを拒絶したということとはあり得ない。Y₁は卸売5社により、空港島向けの全国紙を一手に仕入れてこれを空港島内の売店や航空会社に販売するなど、空港島における新聞等の販売窓口を一本化する目的で設立されたものであり、Y₁と卸売5社とは、新聞等の販売面での取引先が競合するなどの競争関係にもなかったし、将来競争関係が生じるということも考えがたい。Y₁について一般指定1項に基づく他の事業者共同の取引拒絶を行ったとは到底いえない。

② Y_{2~5}の各取引拒絶の共同の有無

卸売5社は、空港島における新聞販売についてはY₁以外と取引をしないことを当然の前提としていたことが明らかであるから、Xに対する取引拒絶は卸売5社が共同して行ったものと認められる。しかし、平成10年に設立されたY₆は、訴外Aとは別会社であり、Aの地位を包括的承継的に引き継いだとは到底認められず、本件取引拒絶を行っていないことは明白である。

③ 公正競争阻害性

公正競争阻害性とは、一般的には公正な競争秩序に悪影響を及ぼすおそれをいうところ、共同の取引拒絶の場合の具体的内容については、主として自由な競争状態を侵害するかどうかの観点から捉えるのが相当である。

本件においては、Xは、卸売5社から全国紙の仕入を拒否されたとはいえ、卸売5社以外の即売業者から仕入れることは可能であり、現に訴外Bから仕入れているのであり、また、Y₁においても、Xに対し、全国紙の販売取引に応じ

る用意のあることを申し出ているのであるから、Xが卸売5社との直接取引にこだわらず、Y₁に対し取引を申し出ていたならば全国紙を容易に仕入れることができたであろうことは推認するに難くない。そうすると、卸売5社のした本件各取引拒絶には、公正競争阻害性があったということとはできない。

また、Y₁の定款変更により、本件各取引拒絶当時に行っていた空港島内における全国紙の販売業務を止め、Y₂₋₆ら卸売業者が空港島内における全国紙等の販売を行っているのであるから、卸売5社が本件各取引拒絶を行った主たる理由である、空港島における新聞の販売はY₁を窓口とするの方針を採る理由はなくなったものということができ、卸売5社が行った本件各取引拒絶によって公正競争阻害性が生じる余地はなくなったものということができる。

④ 著しい損害の有無

差止請求が認められるためには、正当な理由のない共同の取引拒絶により、「著しい損害を生じ、又は生ずるおそれがある」(以下「著しい損害」という。)ことが必要であるところ、そもそも独禁法によって保護される個々の事業者または消費者の法益は、人格権、物権、知的財産権のように絶対権として保護を受ける権利ではない。また、不正競争防止法所定の行為のように行為類型が具体的ではなく、より包括的な行為要件の定め方がされており、公正競争阻害性という幅のある要件も存在するから、独禁法24条は、差止めを認める必要のある行為を限定して取り出すために、「著しい損害を生じ、又は生じるおそれがあるとき」の要件を定めたものとも解さ

れる。そうすると、著しい損害があつて、差止めが認められる場合とは、独禁法19条の規定に違反する行為が、損害賠償請求が認められる場合より、高度の違法性を有すること、すなわち、被侵害利益が同条の場合より大きく、侵害行為の悪性が同条の場合より高い場合に差止めが認容されるものというべきであり、その存否については、当該違反行為及び損害の態様、程度等を勘案して判断するのが相当である。

本件については、本件各取引拒絶によってXが空港島における全国紙販売市場に参入できなくなった若しくはそのおそれがあった、又はその市場からの退出を余儀なくされている若しくはそのおそれがあるなど、本件各取引を差し止める必要性を基礎づける事情は認められない。Xは本件各取引拒絶がなければY₂₋₅から定価の70%で仕入れることができたのに、本件取引拒絶によって他の卸売会社から定価の75%で仕入れざるを得なり、得べかりし利益の半分を失っているとも主張しているが、Y₂₋₅がXに定価の70%で販売しなければならない義務はないと主張していることに徴してもY₂₋₅から定価の70%で仕入れることができると認めるに足る証拠は存しない。

なお、Xは、独禁法24条のみ「著しい損害」の要件を課し、知的財産権侵害及び不正競争防止法において特段の損害要件が課されていないのは法体系上整合性を欠くと主張するが、独自の見解に過ぎない。

(武藤政男 公正取引委員会官房総務課審決訟務室)